

資料2 地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告書【概要版】

1. 検討のポイント

神戸市の公の施設である地域福祉センターは、制度創設からまもなく40年を迎える。現在、地域課題の多様化や地域団体の高齢化・担い手不足、施設の老朽化が課題となっている現状を踏まえ、持続可能な地域社会へ向けて地域福祉センターを活用していく方策について検討する。

2-1. 設立の経緯

○市は、昭和60年度以降、地域福祉活動の拠点として1小学校区に1か所を目途に地域福祉センターの整備を進め、これを全市展開するため、神戸市ふれあいのまちづくり条例を制定（平成2年4月施行）。令和4年10月現在、市内に194か所を設置（うち5か所は民間施設を利用）。

○条例施行当時、超高齢化社会の到来、在宅高齢者を対象とする福祉活動の推進が意識されており、高齢者福祉事業を中心とした地域福祉活動に主に利用。

○今日まで地域福祉センターの維持管理と地域福祉活動が長年にわたり地域住民のボランティアにより継続されてきたことは、神戸の地域社会にとって貴重な財産。



竜が台地域福祉センター（須磨区）

2-2. 取り巻く社会環境の変化

- 近年、介護保険事業の進展など、地域福祉活動を取り巻く社会環境は大きく変化。この間、地域福祉センターの在宅高齢者への福祉サービスの提供等の場としての役割は達成。
- 一方、神戸の地域社会では、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立、子どもの貧困、地域のつながりの希薄化など、課題は多様化。地域福祉センターは今後、地域課題に向き合う新たな団体・個人の活動場所としても活用されうる。
- 特に、ヒアリング(※) や神戸市ネットモニターへのアンケートによると、地域福祉センターを「人と人がふれあう場」もしくは「地域の人をつながる場」との提案。さらに、近隣に図書コーナーや自習室・コワーキングスペース等の機能を希望する方も多い。
- NPOや大学、学生など、地域活動の新たな担い手も登場しており、ふれあいのまちづくり協議会等の地域団体に加え、多様な主体による地域活動が各地域において活発に行われることに期待。

2-3. 地域福祉センターの機能と今後の可能性

- 取り巻く社会環境の変化に対応し、将来に向けて持続可能な地域社会をつくるため、今後、地域福祉センターの設置趣旨を発展させるべき。



「地域活動の促進・ 地域社会の課題解決に寄与する施設」

- 公の施設である地域福祉センターが誰もが容易に利用できる活動場所となり、多様な主体による地域活動の促進、神戸の地域社会・市民生活全体の活性化に寄与することを期待。

※ヒアリング調査の実施概要

期間：令和4年7月13日～10月4日

出席者：当検討委員会委員、神戸市企画調整局参画推進課
(対象)

- ・ふれあいのまちづくり協議会 11団体
- ・NPO法人（こども食堂、居場所づくり、外国人支援等） 4団体
- ・企業（親子の居場所づくり、スタートアップ） 4社
- ・神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会

3. 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」が市民に与えるメリット

ボランティアの最初の一步を踏み出せる

幅広い地域課題に取り組むNPOや大学、大学生・高校生、地域住民なども、地域福祉センターを活用。様々な取り組み、興味のあるボランティア活動にチャレンジできる機会を創出。活用を通じて地域活動の活性化や住民同士の交流促進に寄与する。

多世代交流ができる、居場所を見つける

住民にとって身近な施設であり、調理室も併設されているという利点。子どもたちへの支援や多世代を対象とした居場所づくりなどを実施する団体へ向けても活用を促進。地域における多世代交流の実現、課題を抱える人にとって居場所が見つかる、といった効果を期待。

くつろげる・楽しめる・学べる・働ける

地域住民が気軽に利用できる図書コーナーや自習室・コワーキングスペースを提供。個人が地域内の公共の場に顔を出す機会を増やし、近隣のつながりをつくる。また、Wi-Fiを活用した様々な用途での利用を可能とすることや、食料品の販売や様々な講座の開講など地域住民の求めるニーズを満たすこと、地域内で雇用を生み出す場とすることも検討。

4. 今後の活用に向けた方向性

施設利用に関する共通のルール整備

- 多様な主体の地域活動の場として活用するため、申込受付方法、開館日時、利用料金等、適切なルールを定め分かりやすく公開。
- 公益性の高い活動の優先利用や営利目的利用と判断する目安など、新たな役割に相応しい共通の基準を設ける。

施設管理・運営に関する制度の改善

- 施設管理業務にかかる負担軽減のため、ボランティア確保の工夫や業務見直し、複数団体での管理分担、電子錠活用の支援。
- 料金収入による収益確保、インターネット上で広く寄付を募る仕組みの活用検討。市もボランティアに頼る現在の指定管理料が十分か、ふるさと納税制度の活用など必要な財源確保。
- 全市的な範囲で成功事例等の情報交換・共有の仕組み構築。
- 管理運営状況や地域の意向を踏まえ、NPOや企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離した指定管理者の選定。

施設名称・設置基準の更新

- 地域福祉＝高齢者福祉のイメージが固定化。今後の活用促進に向けては、新たな施設名称を付与する必要がある。
- 市内には市所有施設や民間施設、空き家も多数存在。近隣施設との役割分担による機能特化や、地域や企業等への施設の移管又は貸借等。
- 老朽化に伴う建替コストを想定し、設置基準のあり方を検討。

条例改正・コーディネート

- 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用することを条例上明記し、役割や位置づけを見直すべき。ただ、条例で規定する範囲は地域の自主管理で運営してきたという特性を踏まえる必要がある。
- 市・区職員が社協職員や中間支援団体、民間人材等と共にコーディネート機能を発揮。市・区の地域への関わり方を再構築。

地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告書

1. 地域福祉センターに関する検討委員会

(1) 検討のポイント

地域福祉センターは、神戸市において高齢化社会の到来が意識され始めた昭和 60 年度（1985 年度）より、各小学校区への設置を基準に順次整備が進められた公の施設である。

当該施設は、主に地域団体を構成員として結成されるふれあいのまちづくり協議会による献身的な活動に支えられ、住民主体の地域福祉活動の拠点として、その役割を果たしてきた。

制度創設からまもなく 40 年を迎える現在、当時と比べて社会環境は変化し、地域福祉分野を含む地域の課題は多様化している。地域団体の高齢化や担い手不足の課題がある一方、NPO や大学、大学生など、地域活動の新たな活動主体も登場している。また、地域福祉センターの老朽化への対応も必要となってきた。

このような現状を踏まえ、持続可能な地域社会へ向けて地域福祉センターを活用していく方策について検討するため、当委員会は設置された。なお、当委員会は、附属機関及び有識者会議に関する指針第 2 条第 2 項に規定する有識者会議に該当する。

(2) 中間報告書について

当委員会はこれまで 3 回の委員会を開催したほか、ふれあいのまちづくり協議会や市内で活動する NPO 法人、神戸市・区社会福祉協議会等へのヒアリング、各種アンケート調査結果の確認などを通じ、現状の把握と今後のより良い活用方法について検討を行ってきた。本報告書は、当委員会における現時点の成果と、今後の検討の方向性につき中間報告をするものである。

2. 今日の地域福祉センター

(1) 地域福祉センター及びふれあいのまちづくり協議会の設立の経緯

○ふれあいのまちづくり協議会の萌芽

- ・検討に先立ち、まず、地域福祉センターの設置及びふれあいのまちづくり協議会の結成の経緯を簡単に振り返っておきたい。
- ・現在ふれあいのまちづくり協議会が担う小学校区程度の範囲を対象とする住民主体の地域福祉活動の萌芽は、昭和 40 年度（1965 年度）より神戸市社会福祉協議会が展開した小地域福祉活動推進地区指定事業（平成元年度（1989 年度）までに

市内 105 地区を指定) に見られる。

- ・こうした地域福祉活動は地域内の自治会館等を活用して行われてきたが、次第にその活動拠点を公的に整備する必要性が認識された。そこで神戸市は、昭和 60 年度 (1985 年度) 以降、老人いこいの家、集会所、児童館を活用するなどして、1 小学校区に 1 か所を目途に地域福祉センターの整備を順次進めた。令和 4 年 (2022 年) 10 月現在、194 か所を設置している (うち 5 か所は民間施設を利用)。

○神戸市ふれあいのまちづくり条例の施行

- ・地域福祉センターを拠点とする地域福祉活動を全市展開するため、神戸市ふれあいのまちづくり条例 (以下、「条例」という。) が制定 (平成 2 年 (1990 年) 4 月施行) された。条例では、地域の福祉関係団体、公共的団体の代表者と地域住民が自主的に組織するふれあいのまちづくり協議会が、各種福祉活動・交流活動等 (ふれあいのまちづくり事業) を行うこと (条例第 2 条、第 3 条)、ふれあいのまちづくり事業の拠点として地域福祉センターを設置すること (条例第 4 条) が規定された。
- ・これを契機に、地域福祉センターの設置とふれあいのまちづくり協議会の結成が、市内全域にわたり展開されることとなった。
- ・なお、平成 7 年 (1995 年) 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の際には市内に 119 か所あった地域福祉センターは、全壊 1 か所・一部損壊 77 か所という被害を被ったものの、被災地域では、47 か所の地域福祉センターが避難所として活用されるなど、災害対応拠点としての役割も果たしてきた。

○地域福祉活動の展開

- ・条例施行当時、念頭に置かれた地域福祉活動の対象は「在宅高齢者・障害者」「福祉ニーズのある地域家庭等」「施設入所老人・障害者」であったが、超高齢化社会の到来が予測されたことに伴い、とりわけ在宅高齢者を対象とする福祉活動の推進が意識されていた。
- ・こうして、地域福祉センターは、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員、青少年育成協議会等、地域で活動する団体を構成員とするふれあいのまちづくり協議会を主体とする地域福祉活動の拠点として、ふれあいのまちづくり協議会及びその構成団体の企画・運営により、高齢者福祉事業を中心とした地域福祉活動に主に利用されることとなった。
- ・そして、ふれあいのまちづくり協議会は、今日まで地域住民のボランティアにより運営されている。本年 7 月から 8 月にかけて実施したヒアリングでは、役員、会員の方々が熱意と責任感を持って活動されている様子をうかがうことができた。このように献身的なボランティアによって地域福祉センターの維持管理と地域福祉活動が長年にわたり継続されてきたことは、神戸の地域社会にとって貴重な財産であるといえる。

(2) 取り巻く社会環境の変化

○地域福祉活動の現状

- ・地域福祉センターの設置から 40 年弱が経過したが、この間、介護保険法の成立（平成 9 年（1997 年））や介護保険制度の本格実施（平成 12 年（2000 年））、介護予防・日常生活支援総合事業の開始（平成 27 年（2015 年））など、地域福祉活動を取り巻く社会環境は大きく変化してきた。
- ・そして、地域福祉センターを拠点に実施される活動は、防犯・防災活動、こどもの居場所づくり事業、子育て世代への支援等、設立当初と比較すると多様化している。
- ・一方で、現在においても地域福祉センターの利用者の中心は高齢者であり、利用者満足度調査（令和元年度（2019 年度））によると、利用者の約 87%が 60 歳代以上の方となっている。
- ・この現状をみると、条例制定時に目指された、在宅高齢者への福祉サービスの提供や集まる場づくり、健康維持のための活動の場としての役割は十分達成されているものといえることができる。

○地域課題・ニーズの多様化

- ・一方、神戸の地域社会では、今日、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立、子どもの貧困、かつて身近なセーフティーネットであった地域のつながりの希薄化など、地域福祉センター構想当初の時期と比較して、地域課題は地域特性を反映しながら多様化している。
- ・このような現状及び将来を見据えたとき、地域福祉センターは今後、多様な課題に向き合う新たな団体・個人の活動場所としても活用される可能性があるか、施設設置者である神戸市としては検討すべき課題である。
- ・この点、当委員会でこれらの新たな課題に取り組む NPO 法人等に対してヒアリングを行ったところ、地域福祉センターを「人と人がふれあう場」もしくは「地域の人のつながる場」として活用してはどうかという提案が複数の団体から挙げられた。
- ・特に、食を通じた人と人とのつながりづくりの活性化に関する関心が高く、調理室を外部の団体が気軽に活用できるようになることを期待する意見、こども食堂を開催するにあたり、調理室を利用できるのであれば、地域福祉センターを使いたい団体は多いという意見、調理室を複数の団体で共用できれば、子どもたちへの連携した支援を実施できるなどの意見があった。
- ・また、神戸市ネットモニターへのアンケート結果（令和 4 年（2022 年）7 月実施）からは、身近な集会施設に求める機能として、図書コーナーや自習室・コワーキングスペース、地域住民の交流サロンなど、気軽な交流スペース、第三の居場所の機能を求める回答の割合が多かった。
- ・これらの結果を踏まえると、地域福祉センターには新たな機能を付加して活用し

ていくことが、市民や新たな活動主体からは求められているのではないかと思われる。

○地域活動の担い手の多様化

- ・また、阪神・淡路大震災を契機としたNPO法人制度の創設や、大学や大学生等による社会貢献活動の高まりなど、地域福祉センター構想初期にはなかった地域活動の新たな担い手も登場している。例えば、神戸市が認証したNPO法人数は令和4年（2022年）8月末で746法人であり、人口10万人当たりのNPO法人数では政令指定都市において京都市、大阪市に続く第3位である。また大学数も23大学と政令指定都市において第3位であり、積極的に学生の地域活動を支援する大学も多い。
- ・このように、地域課題が多種・多様化し、新たな活動の担い手が登場している状況を踏まえると、今後、これまで地域で大きな役割を果たしてきたふれあいのまちづくり協議会等の地域団体に加え、NPOや大学、学生など多様な主体による地域活動が各地域において活発に行われることが期待される。

（3）地域福祉センターの機能と今後の可能性

○地域福祉センターの機能

- ・地域福祉センターは、住民主体の地域福祉活動拠点として、神戸市が全市域に均質的に整備した公の施設である。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で設置される、住民が利用する施設（地方自治法第244条）であり、人口減少や高齢化が進み、地域の中での施設のあり方が変化しているなかで、孤独や孤立の解消等の社会課題も踏まえれば、今後は様々な用途や若年層の活用促進も含め、多世代交流や多様な団体・個人が活動できる場の創出を検討していく必要がある。
- ・そのためには、ふれあいのまちづくり協議会及びその構成団体に加え、地域活動に取り組む多様な主体にとっても、容易に利用できる場所となることが望ましい。

○将来に向けた可能性

- ・地域福祉センターの設立趣旨は「地域福祉の向上を目指」すこと（条例第2条）であった。
- ・しかしながら、取り巻く社会環境の変化に対応し、将来に向けて持続可能な地域社会をつくっていくためには、地域福祉センターの持つ可能性に着目し、その設置趣旨をより今日的かつ具体的に「**地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設**」へと発展させることが求められている。これにより地域福祉センターが、誰もが容易に利用できる活動場所となり、多様な主体による地域活動の促進、ひいては神戸の地域社会・市民生活全体の活性化に寄与することを期待したい。（なお、施設の利用状況についてみると、地域により差があるものの、洋室については全体の27%、和室については67%、調理室については84%の地域福祉センタ

一で、それぞれ利用率が4割未満であるなど、現状では更に多くの方々が利用できる可能性を有している。)

3. 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」が市民に与えるメリット

以上の調査結果と検討を踏まえ、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」と位置づけることにより、市民にとってどのような望ましいこと（メリット、良い影響、好ましい効果、価値の実現）が期待できるか。本中間報告書では、以下の3点を提案したい。

(1) ボランティアの最初の一步を踏みだせる

- ・これまで地域福祉センターは、主にふれあいのまちづくり協議会やその構成団体を中心とした地域福祉活動に活用されてきた。今後は現状を踏まえ、地域福祉を超えた幅広い地域課題に取り組むNPOや大学、大学生、高校生、地域住民なども、地域福祉センターを活用することで、様々な取り組み、興味のあるボランティア活動にチャレンジできる機会を創出できると考えられる。ひいては、このような活用を通じて地域活動の活性化や住民同士の交流促進に寄与することが期待できる。
- ・なお、地域社会・地域活動への参加機会は、高齢者や子育て世帯には多いが、若年単身者や子どものない若年世帯には少ないといわれている。そこで、多世代の関心を引くような日常的な課題（例えば、災害・防災に関する活動等）に関する事業を通じた誘い込みが有効である。

(2) 多世代交流ができる、居場所を見つける

- ・近年、孤独・孤立を防ぐためのセーフティーネットとなりうる場所として、こどもの居場所づくり（こども食堂や学習支援、放課後の時間を過ごせる場所等）や地域食堂、地域住民の交流サロンなどが多様な主体によって実施されている。
- ・地域福祉センターが住民にとって身近な施設であり、調理室も併設されているという利点を生かして、高齢者だけでなく、子どもたちへの支援や多世代を対象とした居場所づくりなどを実施する団体へ向けて活用を促進することにより、地域における多世代交流が実現する、課題を抱える人にとって居場所が見つかる、といった効果が期待できる。

(3) くつろげる・楽しめる・学べる・働ける

- ・地域社会のつながりの希薄化が課題となっているなか、個人がそれぞれの目的をもって気軽に利用できる施設（サードプレイス）があることもその解決の一助に

なる。

- ・地域住民が気軽に利用できる図書コーナーや自習室・コワーキングスペースについてのニーズが多いことから、地域福祉センターにおいて家や職場以外に滞在できる空間を提供することで、個人が地域内の公共の場所に顔を出す機会を増やし、近隣とのつながりへ参画するための端緒となることが期待できる。
- ・このような利用を促進するためには、通信環境の整備が必須である。令和3年度（2021年度）から4年度（2022年度）にかけて全ての地域福祉センターに設置した公衆Wi-Fiも活用し、小学生向けのプログラミング教室や高齢者向けスマホ教室が開催されているが、今後もこの基盤を活かした施設の活用方法の充実が図られることを期待したい。
- ・さらに、地域福祉センターを活用する主体を非営利団体に限定せず、食料品の販売や様々な講座の開講など地域住民の求めるニーズを満たせるようにすることや、地域内で雇用を生み出せる場所とすることも検討に値する。

4. 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用するための方向性

（1）地域福祉センターの利用に関する共通のルール整備の必要

- ・多様な主体の利用を促進するには、利用希望者にとって利用条件を容易に確認できることが望ましい。
- ・現在は、申込方法や運営協力金（施設利用に際して利用者から受領する協力金）など利用に伴うルールが地域福祉センターごとに異なっているほか、利用にあたり役員会での決定を要する場合があります、利用希望者にとって利用の可否について予測が付きにくい状況にある。また、調理室については、施設の維持管理が優先され、こども食堂など公益性の高い目的の事業であっても利用が認められない場合があるという実情も聞かれた。この他、利用制限にかかる営利目的の利用であるかどうかの判断が施設により異なる場合もある。
- ・今後、多様な団体・個人が地域福祉センターを使いやすくするためには、申込受付方法（オンライン申込の導入を含む）、開館日・時間、利用料金（運営協力金のあり方を含む）等に関して、管理者及び利用者の双方にとって適切なルールを定め、利用希望者が分かりやすい方法で公開する必要がある。
- ・神戸市は今後、利用者及び管理者側が利用の可否について判断に迷うことのないよう、公益性の高い活動の優先利用や営利目的利用と判断する目安など、新たな役割に相応しい共通の基準を設ける必要がある。

（2）施設管理・運営に関する制度の改善

- ・ボランティア不足や担い手の高齢化、鍵の開閉や清掃、施設・備品の棄損を回避

するための配慮などの施設管理の負担が、施設の開館日数・時間の減少や利用申込に対する消極的な判断につながっている事例が見られた。したがって、今後の検討にあたっては、管理のあり方を明確化し、地域の管理負担にも留意する必要がある。そのため、ボランティアの確保の工夫や、施設管理業務の見直し、複数の団体で管理を分担する仕組み（運営団体の複層化）、電子錠の活用など、負担軽減策への取り組みが求められる。

- ・さらに、将来も持続可能な仕組みを作るため、例えば地域福祉センターの料金収入や営利目的利用を認めることによる収益確保、その他、クラウドファンディング（※1）の活用等、いわゆるファンドレイジング（※2）の取り組みに向けた支援についても検討する必要がある。
- ・また、神戸市としても、充実した施設運営に必要な人材の確保に向け、ボランティアに頼る現在の指定管理料が十分であるかどうか、ふるさと納税制度の活用など必要な財源の確保について引き続き取り組むべきである。
- ・また、成功事例や失敗事例の共有も、新たな気づきを得て、自団体の活動を充実させるために大変重要である。現在、指定管理者であるふれあいのまちづくり協議会間での情報交換・情報共有については、区単位で開催する会議の場等で行われているとのことであるが、全市的な範囲で市・区も含めて容易に情報交換・共有できる仕組みの構築を進められたい。
- ・一部のふれあいのまちづくり協議会からは、地域福祉センターの管理運営の負担が大きく地域福祉活動に注力できず、将来的な活動の継続に不安があるという声があった。そこで、各センターの管理運営状況や地域の意向も踏まえ、NPO 法人や企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離することによるふれあいのまちづくり協議会に限定しない指定管理者の選定方法も視野に入れて検討を進められたい。

※1・・インターネット上で不特定多数の人に活動を発信し、趣旨に賛同してくれた人から広く資金を集める仕組み

※2・・民間非営利団体が、活動のための資金を個人・法人・政府などから集める行為

（3）施設名称、設置基準の更新

- ・当初より施設名称に「地域福祉」の語を用いていたが、これは一般的には高齢者への福祉サービスを提供する施設であるというイメージを抱かせ、今日的な地域課題の解決の場としての性質を見出しにくい。今後「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」としての活用を促進するためには、新たな施設名称を付与する必要がある。
- ・また、地域福祉センターは全市域に均質的に設置されているが、市内にはセンター以外にも市が所有する会館や集会所があり、その他にも自治会館・集会所等の

民間施設、さらには地域活動の拠点となりうる空き家も多数存在する。例えば、神戸市が開発した住宅団地内では、地域福祉センターに隣接して市が所有する会館や集会所が設置されている場合がある。さらに、少子化により小学校区が再編された地域においては1小学校区に複数の地域福祉センターがある地域も現れている。また、地域活動には自治会館が利用されており、地域福祉センターがあまり利用されていない地域もある。

- このような地域の実情と意向を踏まえ、近隣の類似施設との役割分担などにより地域福祉センターを特定の機能へ特化することや、地域や企業等への施設の移管又は貸借等も選択肢の一つとして提案したい。
- なお、市が所有する地域福祉センター189施設のうち、建設から40年以上経過した施設が64施設(33.9%)を占める。老朽化に伴う大規模改修や建替のコストは膨大になると予想されることから、施設の現数を維持できない可能性を想定し、地域活動の拠点を地域福祉センター以外にも確保すること等、1小学校区に1か所を設置するという現在の方針のあり方についても、検討を始める必要がある。

(4) 全体を通じて

- 以上(1)～(3)を実現するためには、制度創設当初からこれまでに生じてきた社会環境の変化を踏まえて、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用することを条例上明記することで、その役割や位置づけを根本的に見直すべきである。
- なお、当該条例は、ふれあいのまちづくり事業、ふれあいのまちづくり協議会及び地域福祉センターそれぞれの趣旨と関係性を端的かつ一体的かつ簡略に規定するものであり、他の公の施設設置条例と大きく異なる。条例改正にあたっては、地域福祉センターの特性を踏まえながら、条例上規定する範囲等につき、十分に検討する必要があると考える。
- この見直しにあたっては、市・区職員が社協職員や中間支援団体、民間人材等と共に、コーディネート機能を発揮することが必要である。地域の意見や要望を直接聞きながら、積極的な姿勢で課題全体を把握し、有効な施策を構築することで、持続可能な地域社会に向けた、より良い道筋をつけることができるのではないかと考える。また、いわゆる地域担当職員制など、他都市の事例も参考にしながら、どのように中間支援的な役割を果たしていくか、市・区の地域への関わり方についても再構築を検討されたい。
- 当委員会は今後、最終報告へ向けて、引き続き幅広い意見を踏まえながら検討を進めていく。

5. 地域福祉センターに関する検討委員会について

(1) 委員名簿 (50音順・敬称略)

相川 康子	NPO 法人 NPO 政策研究所専務理事
杉岡 秀紀	福知山公立大学地域経営学部准教授
関 嘉寛	関西学院大学社会学部教授
中川 寿子	生活協同組合コープこうべ常務理事
松原 一郎 (※)	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学学長 (※) 委員長

(2) 開催実績・予定

- ・ 第1回検討委員会 令和4年5月27日(金) 14:00～16:00
- ・ ヒアリング調査 令和4年7月13日～10月4日
(対象)
ふれあいのまちづくり協議会 11 団体
NPO 法人 (こども食堂、居場所づくり、外国人支援等) 4 団体
企業 (親子の居場所づくり、スタートアップ) 4 社
神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会
- ・ 第2回検討委員会 令和4年8月25日(木) 16:00～18:00
- ・ 第3回検討委員会 令和4年10月31日(月) 10:00～11:30
- ・ 中間報告書の公表 令和4年11月中旬
- ・ 第4回検討委員会 令和5年1月下旬(予定)
- ・ 第5回検討委員会 令和5年3月下旬(予定)

(3) 参考資料

- ・ ヒアリングシート

ヒアリングシート

- ・ふれあいのまちづくり協議会 11団体 (P. 2~12)
- ・特定非営利活動法人 4団体 (P. 13~16)
- ・企業 (親子の居場所づくり、スタートアップ)
4団体 (P. 17~18)
- ・神戸市社会福祉協議会 (P. 19~20)
- ・区社会福祉協議会 (P. 21)

A ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月13日（水）13:00～13:40
相手方：委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の事業として、絵手紙教室、習字教室、健康体操等を実施○カラオケ教室など部屋貸しの利用者としては、高齢者が多い。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○今は高齢者のつどいの場になっているが、もう少し若い世代にも入ってほしい。ただ、そもそも幼児の数が少なく、集まらない。○地域の中心に小学校がある。昔は、地域の自治会が中心となって、小学校の運動場を借りて、子どもたちを含めた運動会を開催していたのがとても良かった。小学校で行事が実施できるのが理想。○ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターの管理をするものと考えている。活動拠点として施設はふれまち協が確保しておきたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他の地域からも、地域福祉センターをより利用してもらえればよいと思っている。（利用料については、地元の方を中心に割引している。）
課題	<ul style="list-style-type: none">○役員も管理当番も高齢になっている。構成団体である婦人会・老人会に入る人も少なくなってきて、手が回らなくなってきたので、今年度から休館日を増やした。場合によってはさらに減らさざるをえないかもしれない。○ボランティアで入ってくれる新しい人が発掘できない。○手当が少額すぎる。できれば1日2,000円にしたい。○事業参加人数は年々減少しており、10人前後。新しい教室や事業をるところまではいかない。
その他	

B ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月13日(水) 14:00~14:40
相手方: 委員長 他3名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の事業として、ふれあい給食、こども食堂を長く続けている。○貸館も多く、気功やダーツなどたくさんの利用があり終日忙しい。小中学生の書道もある。○広報紙を全戸配布するための仕分け作業場にもなっている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○ロビーを、子どものにぎわいのための活動等に利用してほしい。○鍵や施設の管理を他の管理者に任せて、ふれあいのまちづくり協議会はセンターを活動に使うというのはいいと思う。○拠点があった方が活動しやすいので、センターはなくしたくない。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他の地域の人利用は受け入れ可能。○営利目的の活動、特に企業が宣伝目的で使うのは受け入れられない。
課題	<ul style="list-style-type: none">○以前は同じ建物内の団体が鍵の管理をしてくれていたが、退去し、現在はふれあいのまちづくり協議会で対応しなければならなくなったのが負担である。○窓口当番は2人はほしいが、人を集めるのも難しい。構成員も固定化・高齢化している。○ボランティアの公募はしたくない。誰でもいいわけではなく、信頼できる人にやってもらいたい。○地域に定年の人はたくさんいるが、半日1000円で引き受けてくれるとは思えず頼みにくい。昔は婦人会員が多かったが、今は子供が大きくなると仕事に就く方が多いので、当番は頼めない。○広報紙を年1回発行しているが、未だセンターの存在を知らない人も多い。
その他	<ul style="list-style-type: none">○自治会でできないことをしたり、地域をつないでいるのがふれあいのまちづくり協議会と考えている。○もっと他のふれあいのまちづくり協議会との交流があればよいと思う。

C ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月14日（木）10:00～10:40
相手方：委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○月～土まで、ふれあいのまちづくり協議会や地域の団体の活動に利用されている。月2回こどもの居場所づくりを開催している。○今までは高齢者を対象に食事会を実施することがメインだったが、今は地域のニーズに合ったイベント実施（スマホ教室やプログラミング教室など）が重要と考えている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○センターの名称に「福祉」がある限り、高齢者の見守りを行う施設という印象は持たれるだろう。○運営のあり方の一つとして、小学校区の文化センターと捉えることができると考えている。○高齢者が困っていることの代表はデジタル分野。70歳代の役員3名で「デジタル部」を設けた。○デジタル部でHPを作りたいという話も出ているので、興味のある人で取り組もうとしている。軌道にのれば、広報に利用し、若い人をはじめいろんな人が利用しやすいセンターにしたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の定例会で予定が決まっていく。スポット利用はあまりないが、もし希望があった場合は定例会で利用の可否を検討することになる。○定例会では、地域福祉センターは公共施設であり、年齢関係なく使える施設であると話している。
課題	<ul style="list-style-type: none">○管理はふれあいのまちづくり協議会の役員で持ち回りしているが、全員で管理を行えるわけではない。○健康上の理由で鍵当番をできない人が増えており、当番が回ってくるペースが加速している。○無償ボランティアの考え方は、これからの時代受け入れられない。管理者の専門部隊を作る必要があると感じている。○スマートキーの導入等については、エアコンの操作すらできない人もいるので、新しい手法を試みるには難しい面もある。
その他	<ul style="list-style-type: none">○高齢者には立ったり座ったりが難しいため、和室は撤去した。

D ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月15日（金）9:20～10:00

相手方：委員長 他3名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○利用する団体は、若い人は少なく、70歳以上が多い。○高齢者が多いので、Wi-Fiを使う場面がない。コロナ禍で事業はなかなかできない。○以前は小学校と運動会や夏祭りを行っていた。現在は小学校も忙しいからなかなか一緒にできない。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域の人が何かしたいときに利用できる、というのが今のセンターの役割ではないだろうか。そのためにも、営利目的では利用しない方がよいと思う。○営利目的かどうかについては、どこまでやっていいのかという線引きが難しい。○子どもが来ると親も来るので、まずは子どもに来てもらいたい。小学生向けに囲碁将棋をやっている。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域の人が利用するなら、施設を貸すことは可能。
課題	<ul style="list-style-type: none">○ふれまちの役員は9人程。1年交代制で、自治会の当番から抽選するが、なかなか残ってくれない。当番制を実施しているため、役員は1年で交代が当然と考えられている。○目星をつけて声をかけた人でも、定年延長で働いている等で忙しい。○過去にはNPO化するなどの話もあり、他地域の研究もしたが、同じようにはできないと断念した。ふれあいのまちづくり協議会役員がセンターを管理することで、役員と地域住民とのつながりができるという利点がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">○近隣に市の集会施設があるので、営利目的や夜間利用にはそちらが利用されている。

E ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月15日（金）10:30～11:10
相手方：委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の構成団体、地域住民を主体としたグループが利用している。幅広い地域住民の利用とはなっておらず、使いたいという声もない。○施設の管理運営を主に自治会が担っている。活動は、今までやってきたことをしているだけ。運営交付金を返さないためだけの活動になっている。○（当番がない日は）予約が入っていれば、鍵を開けることになっている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○今のセンターははっきり言ってお荷物。利用者が運営すると聞いているが、利用者も少ない。○施設を手放すということも選択肢の一つではある。○営利事業にセンターを使ってもらってよいと思う。建物を有効活用してもらったほうがよい。○営利目的の利用不可等の縛りが多く、利用範囲も限られる。そのあたりを緩和していけばいいのではないか。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域外の人でも、使ってもらったらよい。子どもが集まるスペースとして利用しても問題ない。○学生は使ってないし、センターの存在も知らない。利用要望も特にない。○大学のサークル、家庭教師が利用できると人気が出そうだが、家庭教師は営利目的になるのでできない。そういったことで利用が増えれば、運営の意味があるかもしれないが、管理運営の問題が生じる。
課題	<ul style="list-style-type: none">○下の世代になると、時間の余裕がなく、施設の管理などをすることは難しいのではないか。○鍵当番の手当は出しているが、運営協力金では賄えない。○イベントなどをしたくても、結局お金がなければやろうとする人もいない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○地域には自治会館があり、自治会の会議等はそちらを利用している。

F ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月15日（金）16:00～16:40

相手方：委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○現在は趣味・サークル活動の人しかほとんど利用していない。福祉施設でなく公民館のようだ。○1階の和室はほとんど使われていなかったため、カーペットを敷いて使いやすくした。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉センターという名称は変えてほしい。地域のための交流センターでよい。その方が子どもも入ってこられる。○そもそも地域福祉センターなのに、福祉がおろそかになっている。高齢者だけでなく、子どもやシングルマザーにこそ福祉が必要であり、そんな人たちが来られるような明るいセンターにしたい。○今の制度をゼロベースで見直してほしい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○何かにセンターを使ってもらおうと思っても、ふれあいのまちづくり協議会で多数決が必要と決められている。昔からの決めごとが多く、困っている人に気軽に使ってもらえない。
課題	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり事業の実態と条例上の定義が乖離している。手引きを見直し、もう少し実態に合った内容にしてほしい。地域任せにせず、市がある程度決めてよいのではないか。○指定管理料も、㎡数のみ基準とし、内容を見ていない。地域の事情を聴いたうえでお金を出してほしい。○外観が暗く、人が入りにくい。非常口もなく、特に管理当番の緊急時の逃げ場がなくて不安。○利用者や使い方が固定化されてしまい、私物化が進んでしまった。○開館日数が決まっていることが負担。日数をこなすために開館する当番が必要になる。○ボランティアの考え方も昔とは変わってきている。受付半日500円では集まらない。
その他	—

G ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月19日（火）16:00～16:40
相手方：委員長 他2名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○貸館で使っている人の年齢層は幅広い。○小中学生の学習室を毎週実施しており、7～8年続けている。これはふれあいのまちづくり協議会が直営でやるべきと考えている。○高校生になっても来る子もあり、高齢者だけでなく子どものコミュニティができています。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉センターにおいてふれあいのまちづくり協議会が地域のニーズに応じて事業を立ち上げ、最終的には参加者が主体となり自律して運営してもらうことが重要であると考えている。地域にふれあいのまちづくり協議会があるからいろんなイベントがあり、人が寄ってくる。○当番は無償というわけにはいかず、そうすると自分たちで稼がざるをえない。市が許可してくれるなら営利目的の活動に貸すこともしたい。そもそも何を営利とするかの線引きをしてほしい。○将来管理を担う若い人には、パート程度の賃金が払えるようにしたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域住民への貸館は積極的に行っている。○ふれあいのまちづくり協議会の事業は地域ごとに補助金をもらっているのでも、他の地域の人が参加するのはおかしいと思う。
課題	<ul style="list-style-type: none">○（管理と活動を分けるということについて）活動だけでは何の収入もないからやる意味がない。○ボランティアでしていることを知らずに、利用者から文句ばかり言われることがある。○市がセンターをどのように運営したいのかが分からない。地域の活動をどうするかを考えていかないまま、センターの運営分離をしても意味がない。○センターも、NPOを作って自分たちで稼ぐという形をとる等の方法もある。○仕事をしている人でも役員になれるような形式でないと、これからの時代はやりにくい。団塊の世代も年齢が上がってくるなか、担い手などいるはずもない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ふれまち協の構成団体（自治会や民生委員児童委員等）の活動区域がそれぞれ異なっており、歪になっている。ふれまち協の区域割を一度整理することで、各団体が活動しやすくなるのではないかと。

H ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月21日（木）9:30～10:10

相手方：委員長 他1名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○月2回の給食会の他、ふれあいのまちづくり協議会の構成団体以外も利用することもある。○幼稚園の保護者がイベントで利用することもある。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○現在、月1回の子育てサークルを開催している。お母さんたちのやりたいことをサポートするという気持ちで取り組んでいる。子育てサークルでの活動が良い思い出となり、将来ふれあいのまちづくり協議会の活動に協力してもらえればと期待している。○大学生とは、特定のサークルとは一部関わりがあるが、その他はなかなか連携できていない。つながりができれば連携していきたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域外の人の子育てサークル利用も受付しているが、貸館施設とは思われていない。近隣の会館が貸館施設として利用されている（営利利用も可能）。○学生の利用も、センターとしては差し支えないが、そもそもセンターが学生に認識されていない。近隣の会館を利用しているようだ。○NPO等がこども食堂等の事業で使いたいとの申し出があれば、役員会で検討することになる。ただ、団体の規模が決して大きくはないので受け入れる側の体制が整うかわからないし、利用時間によっては、近隣住民への配慮等の検討など課題があると思うので、この場では何とも言えない。
課題	<ul style="list-style-type: none">○管理当番も会計も現状問題はないが、何年か先のことを考えると、このままでは心配。高齢化が進むので、世代交代が必要になると思う。子育てサークルを通じて若い世代とのつながりを作っている。
その他	<ul style="list-style-type: none">○子育てサークルではLINEのオープンチャットを活用し、内容や参加者を募っている。

I ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月21日（木）10:40～11:20
相手方：委員長 他4名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○主に夜間にふれあいのまちづくり協議会構成団体の会議に利用されている。地域で実施されているプロジェクトの会議も行う。（定住促進や都市との交流等、6つのプロジェクトを実施している）○日中は高齢者の利用（俳句や絵手紙、カラオケ、囲碁将棋等）が多い。コロナ前はふれあい昼食も実施していた。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○農村地域なので、昼間の利用はあまりない。常に閉まっているという認識なので、ふらっと立ち寄るような感覚は、地域の人は持っていない。気軽に立ち寄れるような場所になればありがたいと思う。○全体としての地域おこしの活動を、他の地域に負けないように頑張っていきたい。
他団体の利用について	—
課題	<ul style="list-style-type: none">○管理当番はいない。使うときだけ使う団体が管理している。掃除は老人会が担っている。ふれあいのまちづくり協議会の役職として、電球の交換など管理当番に近い役割はある。○平日はセンター隣の出張所で鍵の管理をしている。使用頻度の高い団体には、合鍵を渡している。○予算の余裕がないので、今のままでいいと考えている。
その他	<ul style="list-style-type: none">○各地区に集会施設があるので、地域ごとの集会はそれぞれの集会施設を利用している。○地域全体で集まるような会議の際に地域福祉センターを利用している。

Ｊ ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年8月10日(水) 14:00~14:40
相手方 : 委員長 他2名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○活動するには登録が必要。登録は10団体近くあり、若い世代が多い。○ふれまち協の主催で、月2回シニアの会、月1回子育て広場を開催している。認知症やUDなど福祉に関する講習会や交通安全教室や年末パトロール等も実施している。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○シニアの体操の会や歌の会などが高齢者の活動・交流の場になっている（子供が多い街だか高齢者のことも気にかけてほしいという声もあり）。○子育て世帯の需要が多く、子育て中の親の情報交換の場としての役割も担っている。○子育て世代が多いことから、中高生向けの活動も積極的に行いたいと考えており、夏休みに中高生向けの学習スペース（自習室）としても開放している。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他団体の利用も可能だが、利用者は、ふれあいのまちづくり協議会で話し合っ団て団体登録をしてもらっている。○徐々に情報共有・交流の場であると認知されつつあるのか、掲示物を見に来る住民や、チラシやポスターを設置・掲示してほしいという他団体からの依頼が増えてきている。○営利目的の活動になるかどうかの判断が難しい。
課題	<ul style="list-style-type: none">○子育て世帯が多く、行事が大規模になるため、運営（場所・人の確保）が困難。○現役世代が多いため、ふれまちの役員等の人員確保や事業を担うことが難しい。企画から広報、実施まで全て任せられるような団体があればありがたい。○乳幼児の保護者、シニア、遠方の方からは車利用の要望があるが、センターの近隣に駐車場がないこともあり、徒歩での来所にならざるを得ない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○特定団体の専用利用にならないかとの懸念もあるが、営利目的の活動を許可すれば、センターの利用者は増加すると考える。○現在、営利目的の活動は、近くのコミュニティセンター等の施設で行われている。

K ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年10月4日（火）10:30～11:00
相手方：委員長 他2名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会は自治会長を中心に結成されており、管理当番も自治会長が担っている。○自治会などの総会や定例会議、各種サークルの活動の場、子ども会・老人会・婦人会など各種団体の活動の場として利用されている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域住民が親睦を深めることを目的に行事を主催し、ふれまち協は活動やセンターの管理を担うことにより運用していきたい。○運営委員は自治会のほか、子ども会・婦人会・青少協などの団体代表者から構成されており、運営委員として参画することで、活動領域が広くなるとともに年代を超えた地域交流の場としての役割を果たしている。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他団体の利用も可能だが、新規利用申込については、①区内の団体であること②団体の活動内容がセンターの設置目的に適っていること③独占的・排他的活動でないこと を委員長・副委員長または役員会が判断した上で許可をしている。○事故があったら管理者側の責任が問われるため、事前申込がない人が自由に利用することは不可。
課題	<ul style="list-style-type: none">○施設管理当番はボランティアであり、責任を求められるような活動の当番はできない。一部の人だけの負担が当然のように増加するような活動は困難である。
その他	<ul style="list-style-type: none">○行政にも、近隣の企業とのつなぎ役や、地域の人をサポートを募る等の運営支援をしてほしい。○自治会もふれまちと同様の課題を抱えている（後継者がいない。新しいことができない。続かない。やる人が負担）。○まずは地域内での話し合いが必要ではないか。課題を洗い出す必要がある。

特定非営利活動法人クローバー

日時 : 令和4年7月27日 (水) 13:00~14:00
相手方 : 大藤幸恵理事長、大藤優羽理事

質問項目

回答

活動について

- 現在、地域福祉センターにおいてこども食堂を月1回、第2土曜日に開催している。子どもの定員は10人前後。ボランティアとして看護師やカウンセラーも参加しており、保護者の相談にもものっている。
- 当初はフリースクールをつくりたかったが、ハードルが高かった。そこで、ヘルプの手を挙げるところを探しているような子どもたちのために、こども食堂を始めた。現在はフードパントリーにも取り組んでいる。
- 活動場所を探していたところ、理事長の地元であったということから、婦人会会長や区社協とのつながりにより、センターを使わせてもらうことになった。

地域福祉センターについて

- 管理者の立会いの下、何かあった時の責任はクローバーが負う、という約束で利用している。
- 施設の使用料は払っていない。
- センターを使う際、調理はしないしてほしい、と言われている。食事は事務所で調理して、センターでは温めるだけで提供できるように準備している。食器も持参している。

センターに求められる役割や活用のアイデア

- 長野県で朝のこども食堂をしている団体があり、やってみたいと思う。朝ご飯を食べずに学校に行く子どもたちのために、何か食べてもらう環境づくりがしたい。朝の時間帯にセンターを利用することができれば、実現できると思う。
- 規則が多いことで使いにくい面もあるが、センターは人と人がふれあう場になりうる施設だと思う。センターでの活動を知らない人もいるが、近所で活動したいという声も聞くので、もっとイベントなどをすれば知ってもらえる機会が増えるのではないか。
- 過去にユニセフでボランティアをしていたため、最初はそのつながりのある人に声をかけていたが、徐々に近所の人にも声をかけるようになった。一度来てくれたら、その後も手伝ってくれる人が多い。ボランティアに対する考え方の教育も重要だと思う。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○誰かといつでもご飯を食べられる場所をつくりたいという思いで活動を始めた。代表理事が仕事で南五葉地域と関わりがあったことから、地域の人に紹介を受け、現在の活動場所を確保した。駅前であることや一人暮らしの人が多く、自治会がない地域でつながりが必要である等の地域の状況も考慮した。 ○スタッフは他の地域に住んでいる。外部の人が支援することによる気楽さもあると思う。 ○来たい時にいつでも来られるようにと考え、常設にしている。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅街の中にも設置されており、施設として開かれた場になればすごくいいと思う。 ○施設の利用にあたって検討するのは、利用料、利用可能時間、管理団体との人間関係等である。 ○センターは時間を限った利用になるので、活動拠点になりにくい。むしろ施設全体を管理できる方が柔軟・機動的な運用には良い。 ○良い調理室があるので、こども食堂・地域食堂などで活用できるのではないか。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○センターで行われているふれあい給食は高齢者の楽しみになっているが、調理する側の高齢化の問題もあり継続がむずかしいというところは、他の地域から他の団体が来て、しんどい部分をバックアップする形で手伝う。そうすることでみんなが食べられる場所を作ることはいかぬか。月1回の食事会のためだけに準備をするのは大変なので、我々のような常時活動しているNPOがそれを支えることはできるかもしれない。 ○NPO等がセンターを管理するという場合、やはりふれあいのまちづくり協議会とのつながりや協力体制がないとできないと思う。はじめはこども食堂が、両者のつながりになりうるのではないか。調理室をいくつかの団体が日替わりで利用することで、子どもたちへ連携した支援ができる。 ○センターは地域の人がゆるやかにつながる場となりうる可能性のある施設である。場所貸しだけの施設ではもったいない。家以外の居場所が求められており、特に年配の人には、これまでの経験等を生かした活躍の場としての空間が必要。 ○福祉は誰にでも必要なもの。区役所に行くのが大変な人もいるので、困ったことを聞きに行くという役所の窓口のような機能を持たせることができればよいのでは。 ○当番の確保は人件費の問題ではなく、活動が楽しいかどうかではないか。みんなで楽しめる時間を仕掛けていくような、センターをうまくコーディネートする力は必要だと思う。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○阪神淡路大震災の後、鷹取教会（長田区）に事務所をおき、日本語教室を複数沿線からのアクセスのよい新長田で実施していた。その後、新長田に事務所を移した。グループホームやデイサービスも運営している。北区や明石市からも利用者が来るので、立地は重要。 ○利用者はベトナム人と中国人が多い。その他、韓国、ミャンマー等。日本語教室は15カ国位。 ○スタッフ65人のうち半分は外国人。外国人スタッフのうち、半分は日本生まれ、半分は渡日者である。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体との連携で、近くの地域福祉センターで茶道教室を開催したことはある。 ○当初は活動場所を借りることもあったが、現在は事務所があるし、複数の活動場所も確保しているので、我々の活動でセンターを使う必要は特にない。 ○支援者や外国人の方がセンターを借りて使うとなると、料金や使い方が公開されていないのでよくわからない。料金の安さや、どのような制約があるかが気になる。案内を外国語対応で作ってくれるといいと思う。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流の場に外国人が参加するとなると、外国人をサポートする人がいないと入りにくいと思う。言葉がわからないと活動も楽しくない。普段、日本人の中で頑張っている分、休日は母語でリラックスしたいという人も多い。親しい人と集まるための場所として借りられるのはいいと思う。 ○不登校の子どもの居場所がほしい。新長田の駅前にも子どもたちのための施設があるが、管理されている感じがする。フリースクールを運営している人が活動場所として使用しやすくなればよいのでは。 ○コロナ禍で外国人の子どもたち向けの学習支援をオンラインでする所もあるが、Wi-Fiはあるが機材やPCがなく講座を受けられない人や、PCを学校から借りられてもトラブルへのサポートが必要だった。 ○こども食堂や居場所づくりなど、何か活動をする場合、公共施設を予約するとなると希望日を押さえられるとは限らないから使いにくい。そういった団体が建物を管理しながら、自らの活動を行い、地域の人に部屋を貸し出す方がやりやすいと思う。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域拠点型のデイサービスや食事会を実施している。また、最近では神戸市からの委託事業として須磨区文化センターで学習支援をしている。 ○活動場所は自治会が建設した建物（3階建て）であり、当団体が自治会（正確には「プラザふれあい協議会」というプラザを運営するための組織が自治会から任せられていて、そこから当団体が業務を委託されている）から管理委託を受けている。1階、3階は貸室でき、囲碁クラブやヨガクラブ、マンションの管理組合の総会等で利用されている。商売での利用は断っている。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が主体の施設と思っていたし、高齢者でも知り合いの人でないと使いづらいと思っており、利用はあきらめていた。 ○地域福祉センターに、こども食堂の広報を掲示板に貼らせてくれないかと依頼したが、役員会に諮った結果、1箇所認めると際限なくなるから不可ということになった。 ○メンバーの選定条件を変えていかないと、若い世代の人が入るのは難しいのではないか。 ○どのグループにも属さない管理人がいてほしい（後日追加）。 ○こども食堂をするのに、地域福祉センターのような公的な場所でできるのは理想的だと思う。昔は高齢者の（福祉）ニーズが大きかったと思うが、今では子育て世代や子供のニーズも大きくなっている。 ○行政として、こういう事業は地域福祉センターでの実施が望ましいと取り上げてもらいたい。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○特に「こどもの居場所」や「学習支援」に利用できたらいいと思う。学習塾に行けないご家庭も多い。小学校からレベルが追い付いてない子もいる。学習支援も、小規模にして場所代がかからないなら続けていけるかもしれない。 ○せっかく各地域にあるので、子どもたちが学習するのを見守るような施設になってほしい。 ○学習支援のボランティアには、自分が子どものころに学習支援を受けてたから、ボランティアをしているという子もいる。その子は学習した後、ごはんを食べさせてもらっていたようだ。学習支援+ごはんの活動ができれば最高だと思う。地域福祉センターの設備（活動ルームや調理室）はとても良い。 ○こども食堂をする人に施設を貸す、そしてそこへ大学生をアテンドするということができないか。そういったかたちで地域福祉センターを開放していけば、新たな風が吹くのではないか。 ○貸室ができるなら、広く一般に公募してもらったら、活動したい人はいる。利用者が増えたらふれまち協のメンバーも増えるかもしれない。場所貸しできますよということを広くPRしてはどうか。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○親子にとっての第3の居場所（サードプレイス）を目指して立ち上げた。親子で利用できる室内遊び場やイベントスペース、一時預かり事業を運営している。入会案内、規約やパンフレットには英語を併記。 ○PORTOの由来は「港」。様々な人が気軽に出入りし、空気の入れ替わりやすい場所をイメージした。 ○この場所の前を高齢者の方が多く通るが、ガラス張りなので、立ち止まって子どもたちの様子を見学される方がいる。問い合わせも多く、高齢者にも使ってもらえる方法を模索中である。 ○活動理念から、団体を立ち上げる際にNPO法人も選択肢にあったが、補助金に依存せず、スピード感をもって事業に取り組みたいという思いで、株式会社を選択した。ソーシャルビジネスの領域だが、ただ、株式会社という業態だけで対象要件等から外れてしまうことがあり困っている。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで地域福祉センターの存在は知らなかった。 ○民間で集まる場を提供する事業者の視点からすると「こういう空間を作りたい」→「いかにそこに人を呼び込むか」と考えるので、センターを利用しよう、という視点にはいかないのではないか。 ○親子サークル主催者の利用ニーズはあると思う。自分でイベントを開催する人にとって「自由に利用可能」で「利用料が安い」施設が魅力的。一度利用してみて、便利だと感じたら継続すると思う。また、ベビーカーでのアクセスしやすさは重要。申し込みが電話というのは大きな問題ではない。 ○調理室があるのであれば、こども食堂等で使いたい団体はたくさんあると思う。ただ、地域団体に入ることとイコールではない。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域福祉」という名前で、高齢者のための施設というイメージになる。「交流ひろば」などの名前にすることや、誰でも使える施設であることを発信することが重要。若いお母さんはInstagramで情報を入力している。まずはホームページで情報（位置情報、設備・利用料等）を一覧で紹介するといいいのでは。 ○親子サークルの利用者を想定すると、室内を自由に飾りつけたいと思う。借りる時間が自由に設定できることもポイント。Wi-Fiの有無も気にする人はいる。 ○集まる場所を立ち上げたい人にとってのテストマーケティングの場としてのニーズはあると思う。 ○今後、地域活動にチャレンジしたい人に施設ごと貸すのもいいのではないか。学童保育をしているNPOからも、条件にかなう建物を探すのは大変だったと聞く。地域に貸出しながらも施設が活用できると嬉しいという人もいると思う。

スタートアップ企業へのヒアリング

日時 : 令和4年9月6日~8日
相手方 : 各企業代表者

質問項目	株式会社ママクリエイターラボ (代表取締役 榊原氏)	株式会社アイザシステムズ (代表取締役 岩出氏)	株式会社電源ナビ (運営責任者 中島氏)
事務所や働く場所を探すときに重視すること	<ul style="list-style-type: none"> ・立地と場所の雰囲気 (おしゃれ) ・毎週固定で借りられること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から近く、周りに仲間がいたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備等の環境が整っていることや、見た目がきれいな建物であること。
地域福祉センターの活用案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のママさんがもっているスキルを発揮し合える場が、近くにあればよい。 ・子どもたちが放課後に自由に集まって遊べる、お母さんも安心できるような屋内の場所があればよい。特に戸建てに住む子は屋内の遊び場が少ない。 ・家に帰りたくない子が逃げられる場所を作りたいという話を聞いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室不足の企業は多いので、打ち合わせスペースとしてのニーズはある。 ・家では仕事ができない人も多く、ネットカフェやコワーキングスペースが求められている。 ・和室も雰囲気によっては活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・50~60代で起業する人は、ITスキルがハードルになることが多く、サイトを作ったりするのが難しい。起業のためのITスキルを教えてくれる人がいてくれたらいいと思う。 ・そういった人たちのための、「シニア向けコワーキング施設」が米国にはあるらしい。
センターの指定管理について	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部を事務所として、いいのなら、立地と賃料相場も考慮するが受託したい会社も多いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝から晩までの管理となると、結構負担になると思うし、責任も出てくるので避けるのではないか。

質問項目	回答
地域福祉センターについて	<p>○近隣に借りられる施設が他になく、場所の選択肢が他にないという地域では、いろんな人がセンターを利用している。さらに、センターの正面に公園があると、利用の幅が広がりやすいようだ。</p> <p>○老人いこいの家を転活用したセンターには和室がある所も多いが、活動する高齢者の多くは畳の上に座りにくく、使いづらい。</p>
現状の課題	<p>○今はスマートフォンで予約ができないと、若者どころか50代の人ですら使いにくいと思われる。</p> <p>○地元の人しか使えない施設という印象が未だ強く、地域に長く住んでいる人の利用が多いが、近年は在勤や在学等様々な地域との関わり方があり、転勤族も多い。センターの名称や外観から持つ印象と実際の利用のイメージが結びつかず、利用できる施設とわかりにくいのではないかな。</p>
役割	<p>○駅周辺の施設は、ボランティア活動を始めたい人が仲間と会議等で集まる場としてのニーズがある。</p> <p>○コロナ禍により、リモート会議やオンライン授業が増えたが、家ではやりにくい人も多い。各区のボランティアセンターにもWi-Fiを設置したが、そういった人に良く利用されている。大学生や留学生が利用できるWi-Fiスポットなど、学生の使いやすさに配慮したセンターがあっても良いと思う。</p> <p>○センターの調理室は、こども食堂を実施したい団体にとってはとても魅力的である。このセンターでこども食堂を歓迎します、誰かやりませんかと募れば、近所でも手を挙げる人がいるのではないだろうか。</p> <p>○こども食堂は、国の方針では生活困窮対策の位置づけにあったが、厚労省からこども家庭庁に所管が移る際に一般施策化が検討されるなど、「孤独・孤立を防ぐための地域の居場所」という位置づけに今後シフトしていくのではないかな。</p> <p>○活発なこども食堂ほど、支援者と子どもと一緒に料理をしている。教える側のやりがいも大きい。こども食堂の発展の中で、地域のみんなで一緒に調理をして食べるという団体も増えてくると思う。その中でセンターの調理室を活用していくことができるのではないだろうか。</p>

質問項目	回答
地域福祉センターについて	<p>○一般の人の福祉のイメージは対象者別（高齢者、児童、貧困…等）であることが多い。しかし、実際に社協が関わっている活動は、明確な線がなく福祉の概念そのものが曖昧である。「地域福祉」という言葉には一般の人のイメージとのギャップがある。</p> <p>○NPOや学校、コープこうべ等、多様な団体がふれまち協に入っても良いのではないかと。固定されたメンバーだけでなく、再編を考えても良いと思う。もっとゆるやかなネットワークの方がつながりやすいと思う。</p> <p>○ふれまち協の構成団体それぞれの活動も活性化するような取り組みが必要ではないか。</p>
地域福祉センターの課題	<p>○地域福祉センターの利用者を誰が決めているのかが、外部の人にはわかりにくい。ウェブでの予約もできるようにすべき。</p> <p>○地域福祉の分野において、区社協の取り組みと、市が支援するふれまち協の取り組みが個別に実施されているので、体系的に整理する必要があるのではないかと。</p>
将来に向けて	<p>○センターの活動を周知し、個々の活動に対する助言ができるコーディネーターのような存在が、区に1人くらいは必要ではないか。うまく助言をしてあげられるような仕組みをつくるのがポイント。人材は育成しないといけないだろうが、資格がないとできないというものでもない。</p> <p>○区社協の職員も、地域の支援強化をしたいという思いはあるが、人間的に余裕がないと思う。</p>
社会福祉協議会の活動について	<p>○社協の事業としてセンターを拠点に展開しているものはあまりない。民生委員や婦人会主催のふれあい給食等の間接的支援やお手伝いは、センターを活用して行っている。</p>
その他	—

区社会福祉協議会

日時 : 令和4年9月13日 (火) 10:30-12:00
相手方 : 東灘区社会福祉協議会 杉本部長
兵庫区社会福祉協議会 吉田部長

質問項目	回答
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉センターが設置される前から、小学校区程度の範囲を対象とする住民主体の地域福祉活動として、昭和40年度より神戸市社会福祉協議会が小地域福祉活動推進地区指定事業を展開してきた。つまり、ふれまち協ができる以前から、地域の課題を解決するために小地域福祉活動として組織化してきた経緯がある。○(地域福祉センターの設置が開始した)昭和60年ごろは、福祉は施設すべきという時代から、在宅福祉という考え方が始まりだした時代だった。超高齢化社会の到来が予測されたことに伴い、とりわけ在宅高齢者を対象とする福祉活動が意識され、市民による福祉活動を推進していこうという機運の高まりがあった。○当時の高齢化率は10%程度であり、40代50代の層が厚かったため、担い手も多く、勢いがあった。○地域福祉センターは地域福祉活動拠点として設置されたことで、当時はふれまち協や各種地域団体が、高齢者や地域住民を対象とした様々な企画・行事等を活発に提供する拠点となった。そのため、単に住民が交流するだけの場所ではなかったと認識している。○神戸市の方針によりハード整備が優先課題だったため、施設を管理運営するふれまち協の結成が主目的になり、小地域福祉活動推進地区指定事業を実施していた時のように、地域の福祉課題や活動の持続性などを考えて組織を作ることが軽視されていた面もあるのではないだろうか。○その課題を克服するため、平成9年度～11年度にかけて「ふれあい福祉プラン」策定事業に取り組んだが、ふれまち協の所管が変更になったことにより立ち消えとなった。
将来に向けて	<ul style="list-style-type: none">○まずはこれまでのふれまち協の功労、貢献の絶対的評価が必要ではないか、介護予防のための拠点としての使い方としては利用度が高いという評価もあるのではないか。○当時に比較して介護保険制度の創設もあり福祉的なサービスは充実してきた。所管局移管に伴う設置目的、趣旨を変更するのであれば、十分にふれまち協と地域事情を協議のうえ、新たな設置目的を考えていかないといけない。そして、目的を変更するのであれば、それに応じた施設管理方法が必要ではないか。○ふれまち協は社協にとって地域福祉活動を行う重要な基礎的組織であり、まちづくり課と連携しながらその活動に対する支援も含め関わっていきたい。
社会福祉協議会の活動について	<ul style="list-style-type: none">○社協は地域の福祉課題について、住民主体のまちづくりを礎に地域福祉活動を支援している。現在、超高齢化社会の進展とともに、民生委員と高齢者の孤独死防止等の個別・地域支援、生活困窮者支援を行っている。

【ヒアリング対象団体一覧】

1. ふれあいのまちづくり協議会

(※ヒアリングシート中のA~Kは順不同)

【東灘区】	深江南ふれあいのまちづくり協議会	(委員出席なし)
【灘 区】	鶴甲ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長 出席)
【中央区】	山の手ふれあいのまちづくり協議会	(中川委員 出席)
【兵庫区】	荒田ふれあいのまちづくり協議会	(相川委員 出席)
【北 区】	筑紫が丘ふれあいのまちづくり協議会	(関委員 出席)
【北神区】	大沢ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長 出席)
【長田区】	丸山ふれあいのまちづくり協議会	(中川委員 出席)
【須磨区】	松尾ふれあいのまちづくり協議会	(杉岡委員 出席)
【垂水区】	舞多聞ふれあいのまちづくり協議会	(相川委員 出席)
【西 区】	太山寺ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長・相川委員 出席)
	美賀多台ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長・相川委員 出席)

2. 特定非営利活動法人

【中央区】	特定非営利活動法人 クローバー	(松原委員長 出席)
【北 区】	特定非営利活動法人 インクルひろば	(中川委員 出席)
【長田区】	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター	(松原委員長 出席)
【須磨区】	特定非営利活動法人 福祉ネットワーク西須磨だんらん	(委員出席なし)

3. 企業（親子の居場所づくり、スタートアップ）

【中央区】	おやこの世界をひろげるサードプレイスPORTO（ラヴィベル株式会社）	(杉岡委員 出席)
【中央区】	株式会社ママクリエイターズラボ	(委員出席なし)
【中央区】	株式会社アイザシステムズ	(委員出席なし)
【北 区】	株式会社電源ナビ	(委員出席なし)

4. 社会福祉協議会（委員出席なし）

- ・社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 東灘区社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 兵庫区社会福祉協議会